

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 新旧対照法令

| 改正前 | R3.9.1 改正後 |
|---|--|
| <p>(略)</p> <p>第1章 マンション管理士</p> <p>第3節 マンション管理士の講習</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 国土交通大臣は、登録等を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第30条の9の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</p> | <p>(略)</p> <p>第1章 マンション管理士</p> <p>第3節 マンション管理士の講習</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 国土交通大臣は、登録等を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第30条の9の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2項第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。</p> |
| <p>(略)</p> <p>第2章 マンション管理業</p> <p>第1節 マンション管理業の登録</p> <p>(添付書類)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 国土交通大臣は、登録申請者（個人に限る。）に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第30条の9のきていによるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住</p> | <p>(略)</p> <p>第2章 マンション管理業</p> <p>第1節 マンション管理業の登録</p> <p>(添付書類)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 国土交通大臣は、登録申請者（個人に限る。）に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第30条の9のきていによるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住</p> |

民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

3、4 (略)

(略)

第4節 管理業務主任者の登録

(登録の申請)

第69条の2 (略)

2 前条第一号の登録を受けようとする者（以下「登録実務講習事務申請者」という。）は、別記様式第16号の2による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ (略)

二～六 (略)

(略)

第5節 マンション管理業務

(情報通信の技術を利用する方法)

第84条の2 (略)

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ マンション管理業者等（マンション管理業者又は法第72条第6項に規定する事項の提供を行うマンション管理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号。以

民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。

3、4 (略)

(略)

第4節 管理業務主任者の登録

(登録の申請)

第69条の2 (略)

2 前条第一号の登録を受けようとする者（以下「登録実務講習事務申請者」という。）は、別記様式第16号の2による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証明する書類

ロ (略)

二～六 (略)

(略)

第5節 マンション管理業務

(情報通信の技術を利用する方法)

第84条の2 (略)

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ マンション管理業者等（マンション管理業者又は法第72条第6項に規定する事項の提供を行うマンション管理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを相手方（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号。以

下「令」という。)第10条第1項に規定する相手方をいう。以下この条及び第84条の4において同じ。)若しくは当該マンション管理業者の用に供する者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の使用に係る電子計算機と相手方等(相手方又は相手方との契約により相手方ファイル)(専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法

ロ、ハ (略)

二 (略)

2 (略)

(新設)

(電磁的方法の種類及び内容)

第84条の3 令第10条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)のきていにより示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第1項各号に掲げる方法のうちマンション管理業者等が使用するもの

二 (略)

(情報通信の技術を利用した承諾の取得)

下「令」という。)第10条第1項に規定する相手方をいう。以下この条及び第84条の5において同じ。)若しくは当該マンション管理業者の用に供する者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の使用に係る電子計算機と相手方等(相手方又は相手方との契約により相手方ファイル)(専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この項において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法

ロ、ハ (略)

二 (略)

2 (略)

第84条の3 法第72条第7項及び第73条第3項の国土交通省令で定める方法については、前条の規定を準用する。

(電磁的方法の種類及び内容)

第84条の4 令第10条第1項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)のきていにより示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第84条の2第1項各号に掲げる方法のうちマンション管理業者等が使用するもの

二 (略)

(情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第84条の4 令第10条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一、二 （略）

2 （略）

（略）

第85条の2 法第73条第3項の国土交通省令で定める方法については、第84条の2の規定を準用する。

（略）

第84条の5 令第10条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一、二 （略）

2 （略）

（略）

（削る）

（略）